

会計監査人の任務懈怠と第三者責任

— キムラヤ事件判決⁽¹⁾を受けて —

上 野 真 二

目 次

1. はじめに
2. 問題の所在
3. 事実の概要
4. 判旨 一部認容（確定）
5. 本件の研究
6. おわりに

1. はじめに

昨今の企業活動の多角化・グローバル化により会計記録の手法が高度化し、それに伴い監査に関わる理論や実務も、より高度で複雑な内容に深化してきた。その結果、会計監査人に求められる職能のレベルもまた、他の職業的専

(1) 東京地判平成 19 年 11 月 28 日、判タ 1283 号 303 ページ、金商 1835 号 39 ページ、Westlaw Japan（文献番号 2007WLJPCA11288001）。本判決につき、肯定的な見解として、藤原俊雄「判批」月刊監査役 548 号（2008）61 ページ、田澤元章「判批」ジュリ 1396 号（2010）163 ページ、否定的な見解として、森まどか「判批」商事法務 1914 号（2010）48 ページ、等がある。その他、河津博史「判批」銀行法務 21・690 号（2008）61 ページ・699 号（2008）104 ページ、島田邦雄ほか「判批」商事法務 1836 号・新商事判例便覧 589 号（2008）52 ページ、日本公認会計士協会近畿会・大阪弁護士会『「会計不正事件」判決の論点整理〈監査人の民事責任に関するディスカッションペーパー〉』平成 22 年、ナナボシ事件判決（大阪地判・平成 20 年 4 月 18 日、Westlaw Japan（文献番号 2008WLJPCA04188001）、等を参照。

専門家の場合と同様に、漸進的に高度化する傾向にある。会計監査人は、監査及び会計の専門家としてどのような監査を実施すべきなのか、とりわけ、いかなる程度・内容の監査を実施すれば会計監査人として監査契約上の義務を果たしたことになるのか、それは、厳格な職業倫理をふまえつつ被監査会社から報酬を得て活動する職業専門家にとってきわめて重要な問題である。

本稿で取り上げる判例は、下級審判例ではあるが、その解明のために重要な手がかりとなるものである。

2. 問題の所在

本件は、旧商法特例法上の会計監査人を設置した株式会社に対し、その計算書類・監査報告書等を融資判断の資料としてシンジケート・ローンを組み、合計7億円を貸付けた原告らが、当該会社が貸付実行日の13日後に民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行ったため、当該貸付債権の大半が回収不能となったことにつき、当該会社の取締役および会計監査人らが粉飾決算に関与したと主張して、回収不能額相当額の損害賠償等を求めた事案である。

ところで、会計監査人の責任は、監査報告書の表示の過誤に係る対第三者責任の問題と、監査手続上の任務懈怠に係る対会社責任の問題とに区分されるが、いずれにおいても、会計監査人に対して損害賠償責任を認めるには、当該会社（被監査会社）との間の監査契約によって負担した注意義務に違反したという事実が立証されなければならない。

つまり、会計監査人の民事責任（損害賠償責任）については、被監査会社に対する責任（債務不履行責任または任務懈怠責任）と監査報告書の利用者である株主・投資家等の第三者に対する責任とがあるが、いずれもが、会計監査人の任務懈怠（過失）を要件とするものである。ここにいう任務懈怠とは、会計監査人が被監査会社との契約（準委任）に基づいて負担する職務上の善管注意義務（民法656条・644条）に違反した場合と解されるが、通常人の判断・行動を評価の基準としつつ、行為時の監査の理論と実務の状況をふ

まえて解釈されるべきことから、その内容は極めて抽象的かつ可変的である。

それゆえ、会計監査人の注意義務違反の判断については、具体的にいかなる基準によりされるべきかが検討されなければならない。もっとも、会計監査人が計算書類について重要な虚偽記載が存在することを認識していながら、あえて無限定適正意見を表明した結果、分配可能額を超える剰余金の配当を生じさせたような場合には、いわば故意により善管注意義務に違反したことにより被監査会社に損害を与えたことが明らかであるから、被監査会社及び第三者に対して過失責任が生じることは明らかである。

他方、会計監査人が、被監査会社の計算書類につき、取締役・執行役や使用人の不正、つまり、組織的に巧妙に仕組まれた虚偽記載を看過して適正意見を表明した場合において、会計監査人の過失責任を立証することは決して容易ではない。

もっとも、本件に関しては、平成19年11月に東京地方裁判所において、会計監査人に対する判決が言い渡され、同裁判所は、被監査会社の会計監査人として負う注意義務を尽くしたとして、会計監査人に対する損害賠償請求を棄却する判決を言い渡しているが、本判決は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（平成17年法律87号により廃止。以下、「旧商法特例法」という。）10条に基づく会計監査人の対第三者責任を否定した最初の判例であるという点で先例的意義を有する⁽²⁾。

本稿は、旧商法特例法10条（とくに、現行会社法429条2項4号参照）に基づき、第三者である会社債権者が会計監査人に対して損害賠償を求めて提訴した本件において、会計監査人が重要な事項について監査報告書に虚偽の記載をしたことの認定の可否につき、争点となった棚卸資産（商品）の監査手続上の過失の有無を中心として若干の考察を加えるものである。

(2) 田澤・前掲(注2)164ページ、森・前掲(注2)50ページ。

3. 事実の概要

A社は、時計、貴金属、AV機器、家電製品、ゴルフ用品、化粧品、医薬品等の販売を主たる業とするディスカウントストアであるが、その負債総額が200億円を超えることから、旧商法特例法1条の2第1項2号に定める大会社であり、会計監査人の選任が義務づけられていた。A社は典型的な同族会社であり、発行済株式総数は、平成16年8月当時、7万2000株で、持株比率は、同社の代表取締役であったY1が78.5%、Y1の妻で取締役であったBが12.1%、Y1の子で取締役であったCが4.6%を、それぞれ所有していた。Y2は、Y1の姉の子で、平成10年頃に同社の取締役副社長に就任している。Y3は、経理担当の常務取締役で、Y4は、平成9年4月に取締役経理部長に就任している。Y5は、平成12年以降、旧商法特例法2条1項に定めるA社の会計監査人であった。

A社においては、平成13年頃までは取締役会を開催することがあったが、取締役全員が出席する取締役会が開催されることはなく、平成14年度から平成16年度の間は、Y4が取締役会議事録を作成し、他の取締役らがこれに押印していた。また、株主総会が開催されることもなかった。

A社は、平成13年に競業他社が近隣に進出したこともあり、平成14年1月期以降は、每期営業損失を計上することとなり、その額は、同期で32億4,000万円にも上った。そこで、かかる業績悪化を秘匿するために、平成14年1月期は18億円、平成15年1月期は32億円、平成16年1月期は42億円の棚卸資産をそれぞれ過大計上した。その会計記録上の手法としては、実地棚卸時に商品に貼付されたJANコード等をバーコードリーダーで読み取り、これを集計した数量データと価格マスターの情報とにより棚卸データが作成されることになっていたにもかかわらず、平成14年1月期以降は、店頭で販売されたPOSレジスターにより売上として処理された販売数量の一部を期末在庫数量に上乘せする不正なプログラムを作成し、在庫数量を過大計上した決算用在庫データが作成されていた。

また、Y2は、Y5の監査を受けるようになってから、監査及び税務調査対策として、平成14年1月から2月までの間に、Y4から、同年1月期の決算に必要な虚偽の在庫金額を1000万円ないし100万円単位で指示され、これに見合うように上記本来のデータから在庫の数量を変更して、A社の虚偽の棚卸一覧表を作成した。その後も、Y2は、平成15年1月期の決算および平成16年1月期の決算について、同様の指示を受け、それぞれ虚偽の棚卸一覧表を作成した。

C、Y2、Y3およびY4は、A社の平成16年1月期の決算につき、平成16年3月20日ころ打ち合わせをし、これを受けて、CとY3が合議により数字を決定し、Y4は、決定された虚偽の数字に基づき平成16年1月期決算書類を作成した。A社は、平成16年1月期の決算報告書において、貸借対照表の資産の部に、商品89億3943万361円、資産合計337億936万9906円と記載したが、実際の商品の残高は約50億円であり、貸借対照表のかかる数字は虚偽のものであった。

他方、会計監査人であるY5は、A社の平成16年1月期の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案並びに附属明細書について監査を実施した結果、「貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。」との監査意見を表明し、旧商法特例法上の監査報告を作成した。

X1は、平成16年6月頃、Y4との間で、A社の運転資金の借入れにつき、その具体的方法や時期の交渉を始めた。X1は、A社から交付を受けた平成16年1月期の決算書類とそれらに対するY5の監査報告書の写しのほか、月次の合計残高試算表等の記載内容が正確であると信頼し、A社との間で、同年8月末を目処にX1をアレンジャーとして最大10億円のシンジケート・ローンを組成すること、X1が5億円を貸し出し、X2他2社金融機関が最大5億円を貸し出すことで合意に達し、同年8月31日、A社対して合計10億円を貸付けた。

ところが、A社は、翌月13日、東京地裁に対して民事再生手続の開始を申

し立て、同月22日にA社について民事再生手続開始決定されたことから、X1およびX2は、貸出金の大半が回収不能となった。そこで、X1およびX2は、Y1、Y2、Y3およびY4が上記粉飾決算に関与し、Y5が作成した監査報告書中の貸借対照表等が適正との意見は虚偽記載であると主張し、Y2、Y3及びY4に対し、①商法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下「商法」という。）266条ノ3第1項、②商法266条ノ3第2項、または③民法719条に基づき、Y5に対しては、旧商法特例法10条に基づき、各自、貸出金相当額の損害額残金およびこれに対する訴状送達の日翌日である平成16年12月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払等を求めて提訴した。

4. 判旨 一部認容（確定）

- (1) 「A社の平成16年1月期貸借対照表中の勘定科目のうち、商品について、実際には約50億円しかないのに、約90億円がある旨の虚偽の記載があり、この虚偽記載が重要な事項に当たること、これに対し、Y5は、A社の会計監査人として監査を行い、監査報告書を作成し、その中で、『貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める』との意見を付したことは前示のとおりである。そうすると、Y5は、A社の会計監査人として監査報告書に虚偽の記載をしたものであり、かつ、上記虚偽記載が重要な事項に当たるとは明らかである。したがって、Y5による上記監査報告書の上記虚偽記載につき商法特例法10条本文の要件を充足するというべきである」
- (2) 「企業会計審議会の定めた『監査実施基準』は一般に公正妥当と認められる監査の基準であるから、会計監査人がこれに準拠した監査手続を実施し、その過程において、会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くした場合には、決算書類に虚偽記載があることを発見する

に至らなかったとしても、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったということができ、旧商法特例法10条ただし書の適用により損害賠償責任を免れると解するのが相当である。…(中略)…企業会計審議会の定めた「監査実施基準」は、監査人が監査を実施する際の基本原則を定めたものであって、内容的には抽象的なものであるところ、日本公認会計士協会は『監査実施基準』を具体化したものとして種々の実務指針を定めていることは前示のとおりである。上記実務指針は、その内容に照らし、基本的に合理性を有するものと認められるから、会計監査人が日本公認会計士協会の定めた上記の実務指針に準拠して監査を実施した場合には、特段の事情のない限り、企業会計審議会の定めた『監査実施基準』に準拠した監査を実施したということができ、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったものと解される。」

- (3) 「Y5の行ったA社の『商品』勘定の監査についてみると、Y5は、A社が経営環境等の固有リスクが高い状況にあり、しかも、A社から帳簿在庫が存在しないとの説明を受けていたため、統制リスクも高いと評価されることを踏まえ、これに適合するように『監査実施基準』の基本原則を具体化した日本公認会計士協会の定めた実務指針に従い、実証手続を通常よりも強化する監査計画を策定したこと、Y5は、この監査計画に基づき、『商品』勘定に関して、実地棚卸立会手続とこれを補足する勘定分析手続とからなる実証手続を実施したこと、これらの手続は、『監査実施基準』及び監査委員会報告第8号(『立会』について)が要求する手続を充足しているばかりでなく、一般に行われている手続と比べ、①実地棚卸立会4人日を含め、商品残高確定のためだけに9人日を投入した、②実地棚卸立会店は2店舗であるが、その2店舗の在庫高は全社在庫高の50%近くに達する、③架空商品コードの有無まで検証した、④立会時にサンプルとして抽出した商品コードを「棚卸明細書」と突合する作業は精査によって行い、サンプル一つごとに当該立会店舗の「棚

卸明細書」記載のすべての商品コードにわたって目を通して当該サンプルのコード番号が突合箇所以外の箇所がないことを確かめた、という各点が増重された手続であることは前示のとおりである。」

なお、Y5は試査によって「商品」勘定の監査を実施したが、これは、日本公認会計士協会監査委員会報告第21号（十分かつ適切な監査証拠）において、会計監査人の監査対象となる企業では、その規模及び資料の量等からみて、試査によって監査を実施することが原則となっていることに従ったものである。また、Y5は実地棚卸立会の対象店をA社に予告しているが、これは予告監査が会計監査人監査の慣行として定着しているためである。さらに、Y5は、実地棚卸在庫と帳簿在庫との突合を行っていないが、これはY5がA社の監査開始以降通常実施すべき手続を行ってきたが、A社に徹底的に帳簿在庫を隠されたためにその発見に至らなかったものである。

これらの事情を総合勘案すると、Y5は、日本公認会計士協会の定める実務指針に準拠して監査計画を策定し、これに基づき通常実施すべき監査手続を実施したのであるから、企業会計審議会の定める「監査実施基準」に準拠した監査手続を実施したものと見え、その過程において、会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くしたものであるといえることができる。

以上のとおり、Y5は、A社の会計監査人として負う注意義務を尽くしており、その職務を行うについて注意を怠っていないことを証明したといえることができるから、旧商法特例法10条ただし書の適用により損害賠償責任を負わない。」

5. 本件の研究

(1) 会計監査人の善管注意義務の内容と損害賠償責任の成立

被監査会社と監査法人とは、準委任契約の関係にあり、会計監査人は、被監査会社に対して善管注意義務を負うが、第三者との間には直接的な法律関係はないため、本来、民法の不法行為の要件を満たさない限り、損害賠償責

任を負わない。しかしながら、会計監査人による監査業務の重要性、すなわち会計監査による監査が適正に実施されない場合、第三者に計り知れない影響を与える可能性があり、第三者を保護することは極めて重要な意味を持つことから、特則が定められている⁽⁶⁾。

ところで、実際に会計監査人に対第三者責任が認められるためには、①過失の認定のほか、②損害の発生、③加害行為ないし任務懈怠と損害の発生との間の相当因果関係の認定等の所定の「要件」を充たす必要があるが、とりわけ会計監査人による過失を認定する際の中核的な要素となる任務懈怠、すなわち善管注意義務違反の内容を明らかにする必要がある。

現行法の下で、会計監査人が負担する善管注意義務の内容については、会社法及び金融商品取引法上の監査を実施するにあたり、会計に関する職業専門家としての会計監査人に一般的に要求される注意の程度と内容が問題となる。もっとも、平均的な会計監査人として通常要求される程度の注意の程度と内容が問題となる。

なお、金融商品取引法に基づく監査手続は、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に基づいた監査手続を実施しなければならない（金融商品取引法193条の2第1項・4項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令3条2項）。企業会計審議会により公表された監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であるため、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に該当する（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令3条2項）。このことから、会計監査人は、企業会計審議会の定めた監査基準に従って監査手続を実施しなければならないことになる。この他、かかる企業会計審議会の定めた監査基準を、さらに具体化した日本公認会計士協会の定めた監査基準報告書も、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に含まれる、さらに、実際の監査を行うに当たって一般に公

(6) 龍田節『新版 注釈会社法 (6)』575 ページ (有斐閣 1987 年)。

正妥当と認められる監査慣行が存在すれば、当該慣行も「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に含まれる。

他方、会社法に基づく監査は、かかる規定がないものの、金融商品取引法の監査と会社法の監査とは、特段異なる監査手続が要求されるわけではなく、監査基準に準拠した監査を実施すれば良いとされる⁽⁴⁾。

したがって、金融商品取引法及び会社法に基づく監査においては、企業会計審議会により公表された監査基準、日本公認会計士協会の定めた監査基準報告書及び一般に公正妥当と認められる監査慣行等（以下、「監査基準等」という）に依拠した監査手続が会計監査人に課された注意義務の内容であり、これらに依拠し、職業専門家として相当の注意を払い、監査を実施していれば、被監査会社との監査契約によって負担した善管注意義務を尽くしたことになり、任務懈怠（過失）は認められない⁽⁵⁾。

（２）固有リスクの評価について

会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、被監査会社の取引記録及び財務諸表項目ごとに、または監査要点ごとに、被監査会社を取り巻く景気の動向や産業の状況等に関する情報を入手し、これらが取引記録及び財務諸表項目に及ぼす影響を考慮することによって固有リスクの程度を正確に評価し、監査上の危険性を最小限にしなければならない。

この点、判決によれば、A社は典型的な同族会社であり、同社における意思決定は、Y1が最終的に決定し、契約書等への代表者印の押印も自らの立会いの下で行っていた。平成13年に競業他社が近隣に進出したこともあり、同年以降急激に業績が悪化し、平成14年1月期以降は、毎期営業損失を計上することとなった。また、取締役全員が出席する取締役会が開催されることはなく、株主総会が開催されることもなかった。さらに、同社は旧商法特例法

(4) 龍田・前掲(注4)578ページ、田澤・前掲(注2)165ページ。

(5) 畑知成「公認会計士の監査証明業務に関する損害賠償責任について」NBL879号(2008)50ページ。

上の大会社であることから、監査役による監査を受けなければならなかったはずであるが、その監査役をも設置しておらず、監査役による監査を受けていなかった。

これらの事実を考慮すれば、A社の業績は悪化を続け、金融機関から融資を受けるために計算書類上の業績を好転化させる必要に迫られていたという固有のリスクがあった。また、Y1が経営上の実権を握っていたワンマン企業であったことから、A社のガバナンスが無力化しており、内部統制上のリスクが相当程度高く、A社による粉飾決算という監査上のリスクも高かったといえよう。

本来、会計監査人は、固有リスクの評価にあたり、経営者は重要な内部統制につき適切に監視しているか、取締役会は法令及び規程に従って定期的開催されているか、情報技術の利用状況に問題はないか、等の項目をチェックし、これらに基づき固有リスクの可能性を評価する。さらに、会計監査人は、固有リスク・チェックリストで検討した結果を踏まえて識別した固有リスクが、実際に計算書類の重要な虚偽表示となっているか否かを実証手続により確かめるため、「固有リスクのサマリー表」に記載し、固有リスク要因を検討し、さらにその程度を判定し、特定の勘定科目や取引または関連する監査要点への関連付けを行い、統制リスク、発見リスクの水準の決定の手続きを実施していく（監査基準委員会研究報告第15号「経営環境等に関連した固有リスク・チェックリスト」）、とされるところ、本判決は、「Y5は、平成16年1月期決算の監査を行うに先立ち、監査基準委員会報告第5号及び第10号に準拠して、「経営環境チェックリスト」及び「不正・誤謬リスク要因検討表」等を資料として、固有リスクと統制リスクを評価し、これに不正・誤謬リスクの評価結果も加えて、平成15年6月16日付けで「監査計画書」を作成した。」と述べるにとどまり、固有リスクと統制リスクの具体的な評価内容につき、詳細な検討を行っておらず、この点につき疑問が残る。

すなわち、会計監査人は、企業内外の経営環境が、特定の勘定や取引又は関連する監査要点に及ぼす影響を考慮しなければならない。また、被監査会

社の監査リスクを正確に評価し、不自然な兆候を認識した場合は、不正の可能性も視野に入れて、より慎重な監査を行わなければならないのであり、仮に Y5 のリスク評価の過程が不十分であれば、そのこと自体が注意義務違反として判断されることも考えられることから⁽⁶⁾、Y5 による固有リスクに関する評価内容の具体的な検証は不可欠であろう。

(3) コンピュータシステムの検証の可否について

判決によれば、Y5 は、平成12年以降、A 社の会計監査人として、会計監査を実施し、Y5 は、平成13年1月期の決算に当たって、平成12年秋に監査をした際、同社に対してコンピュータの中を見せて欲しいと申し入れたが、断られている。同社は、実際には、コンピュータを用いて正規の棚卸明細書と虚偽の棚卸明細書を保管管理していたにも関わらず、Y5 に対して、商品を仕入れる際のコード番号等の情報の入力の手入力であるために誤りが多いとか、仕入の入力がいい加減であるから、それを整備しないことにはコンピュータによるシステム化はできないとの虚偽の説明をし、組織的に帳簿在庫の存在を秘匿していた。Y5 は、実際に仕入と売上が連動していない会社もあること、同社がコンピュータを取り入れる以前の事務処理体制の問題が絡むためにあり得ること、同社が様々な仕入ルートを持ち、コンピュータに入力しにくい商品もあること、等から同社のかかる説明に安直にも納得していた。

そもそも、A 社のような数十億円もの商品を取り扱う旧商法特例法上の会社が、コンピュータシステムを備えていながら、それを利用した在庫管理をしていない状況があり得るのであろうか。同社では、会計帳簿において中核をなす商品受払記録が存在しないために、期中の取引記録の統制評価手続に依存できず、また、実地棚卸在庫と帳簿在庫との突合ですら実施できていな

(6) 片木晴彦「会社不正と監査人の責任（上）」商事法務 1284 号（1992 年）7 ページ、弥永真生「不正発見と会計監査人（上）」ジュリ 1115 号（1997）93 ページ、森・前掲（注 2）52 ページ。

い状況にあった⁽⁷⁾。

多くの被監査会社の情報システムがコンピュータシステムに大きく依存している今日、内部統制システムもまた、コンピュータシステムに依存しているのが現状である。もとよりA社の監査リスクが想定される中で、Y5が、同社からの帳簿在庫は存在しない旨の説明を鵜呑みにしたことに過失はないのであろうか。

そこで、本件におけるY5の監査手続上の作為義務、すなわちA社のコンピュータシステムを検証すべき義務があったか否か、が問題となる。

この点、裁判所は「会計監査人には監査対象企業のコンピュータ内まで検査する権限はない…(中略)…A社のコンピュータ内を検査すれば帳簿在庫の存在は容易に発見できたとしても、その一事をもってY5にコンピュータ内を検査すべき義務があったということとはできない。」と判示しているが、一般に、監査の限界が議論される場合に、会計監査人は、捜査機関ではないため強制的な調査権を有せず、相手の意思に反してまで必要な証拠を収集することは困難であるとされることが多い⁽⁸⁾。

確かに、コンピュータシステムの検査を拒否されたという一事をとらえて不正の兆候があるとは言えず、不正を疑う事情とは言えないかもしれない。しかしながら、本件の場合、任意監査ではなく、旧商法特例法に基づく法定監査であり、会計監査人は、少なくともその職務を行うため必要があるときは、被監査会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有している（同法7条）。

また、A社は経営環境等の固有リスクが高い状況にあり、さらに、帳簿在庫が存在しておらず、統制リスクも高ことから、コンピュータシステムの検査を拒否することは明らかに不自然であり、Y5に強制的な調査権がないにしても、監査意見の表明のための合理的な基礎を得るために、十分かつ適切

(7) 日本公認会計士協会近畿会・大阪弁護士会・前掲(注2)31ページ。

(8) 岸田雅雄(判批)判例評論576号(判例時報1950号)26ページ、田澤・前掲(注2)166ページ。

な監査証拠の収集の権限はあるといえる。A社には在庫管理上・損益管理上極めて重要である帳簿在庫は存在せず、また、コンピュータ内の検査を拒否されるという異常な状況下に置かれているからこそ、不正の兆候に対して必要かつ厳正な対応がなされなければならないのであり、Y5に強制的な調査権がないことが、ただちにコンピュータシステムの検証する義務を否定することにはならず、Y5にはコンピュータシステムを検査し、不自然な兆候を払拭するに足りる心証を得るべき義務（作為義務）があったといえよう。

そして、何よりも重要なのは、監査実施についての重要な制約、すなわち、A社に帳簿在庫がないうえに、コンピュータシステムの検査の拒絶という制約がある場合は、被監査会社の虚偽記載の可能性が高いと判断し、監査意見の表明を差し控えるという手法も視野に入れなければならない。この監査意見差し控えに関しては、その影響が大きく、被監査会社が上場廃止に追い込まれ、結果的に被監査会社から訴えられることを危惧して、消極的な会計監査人が少なくないと思われるが⁹⁾、会計監査人にとっては、まさに伝家の宝刀であり、本件に関して言えば、監査意見の差し控えは十分検討するに値すると思われる。

監査意見を表明するに足りる十分な監査証拠収集の制約、すなわち、コンピュータシステムの検査の拒絶という不自然な兆候を払拭するに足りる心証が得られない以上、不正が行われていることを疑うべき特殊な事情があること言える。合理的な基礎を得るに足りる十分な監査証拠を入手することが困難であったならば、監査意見の表明を差し控えることこそが、平均的な会計監査人の監査手続ではあるまいか。

また、判決によれば、本件に関連するシンジケート・ローンに関連して、A社のメインバンクであったX1が、同社の在庫について、Y5とは異なるX1指定の監査法人による実地監査を要求していることから、監査の専門

(9) 例えば、ライブドア社の有価証券報告書の虚偽記載事件に関連して、監査法人内の社員会で、意見差し控えとするか、無限定適正意見を表明するかが問題となった（東京地判平成21年5月21日、判タ1306号124ページ、判時2047号36ページ、金商1318号14ページ）。

家ではない X1ですら、同社の在庫に対して疑念を抱いたことが推察される。

予見可能性の観点から、すなわち、Y5には、客観的に認められる監査上の虚偽表示のリスクが十分に予測できることを前提に、その予見できた虚偽表示のリスクを回避する行為義務（結果回避義務）があったはずである。もとより、コンピュータシステムの検証は、コンピュータそれ自体が内部統制の一部と考えられ、そうであれば、コンピュータシステムの検証は、平均的な会計監査人に要求される程度の監査手続であったはずである⁽¹⁰⁾。そうであれば、Y5は、A社からの帳簿在庫は存在しない旨の説明を鵜呑みにし、コンピュータシステムの検証を怠ったうえに、不自然な兆候を払拭するに足りる心証を得ることも怠った、といえよう。

確かに、コンピュータシステムの検証は、強制的な調査権を有しない Y5 の裁量に委ねられる。しかしながら、Y5に広い裁量権があるにせよ、A社の虚偽表示のリスクが十分に予測できることから、その調査義務は肯定されなければならない。Y5は、虚偽表示のリスクを回避する義務を怠り、その結果として Xらに損害が発生したのであるから、相当の注意を払いつつ監査を実施したとは評価できず、Y5の監査手続に過失があったといえよう。

（４）立会フォロー手続の妥当性について

Y5は、立会フォロー手続として、棚卸明細書（棚卸一覧表）が正確に作成されているかどうかを、実地棚卸時に抽出したサンプルの商品コードを監査調書に記載し、当該商品コード番号と数量を棚卸明細書印字の商品コード番号と数量とを突合することによって検証したものの、理由が解明できない不突合は発見されなかったため、サンプル数の追加は不要であると判断し、棚卸明細書の印字数量が正確であるとの心証を得たというが、もとより Y5 による立会及び抜き取り検査を行った実地棚卸の時点では、不正はなく、実地棚卸の後、正規の数量データに売上巢量を上乗せするという手法により、

(10) 日本公認会計士協会近畿会・大阪弁護士会・前掲(注2)30 ページ。

虚偽の棚卸明細書が作成されていた。つまり、不正を行っていない実地棚卸時のサンプルと全く同一の商品について突合する作業を行ったとしても、それは上乘せ分以外の商品であるため、不突合は発生し得ない⁽¹¹⁾。

確かに、「立会時にサンプルとして抽出した商品コードを「棚卸明細書」と突合する作業は精査によって行い、サンプル一つごとに当該立会店舗の「棚卸明細書」記載のすべての商品コードにわたって目を通して当該サンプルのコード番号が突合箇所以外の箇所がないことを確かめた点において、一般の手続よりも加重された手続」であったといえようが、平成14年1月期以降、かかる手法が繰り返し行われ、それが本件虚偽記載の看過に繋がったとも考えられる。

裁判所は、Y5による立会フォロー手続は、「監査実施基準及び監査委員会報告第8号（「立会」について）に依拠していたばかりでなく、一般の手続よりも加重された手続であったと」判示するが、もとより不突合は発生し得ないのである。なるほど、Y5による立会フォロー手続は監査基準等に依拠し、しかも加重されたものではあったが、だからといって過失責任を負わないというわけではない。重要なのは、Y5による立会フォロー手続が平均的な会計監査人に要求される程度の注意義務を尽くしたか否かである。

Y5は、A社は「商品」勘定の監査に当たり、経営環境等の固有リスクが高い状況にあり、さらに、帳簿在庫が存在しないことから、統制リスクも高いと認識していたものの、立会フォロー手続は、平成14年1月期以降、全く同じ手法が繰り返し行われていたことから、A社からすれば、本件で問題となった平成16年1月期の実地棚卸および立会フォロー手続も同様の手法で行われることは十分に予見し得たはずである⁽¹²⁾。

Y5が監査上のリスクを認識していたことから、サンプルとして抽出した商品コードと棚卸明細書とを無作為に突合し、さらに不正を行っていない実地棚卸時のサンプルとは異なる商品について突合することは、Y5に対して

(11) 森・前掲(注2)53ページ。

(12) 森・前掲(注2)53ページ。

決して不当に高度な注意義務を課すものではなく、むしろ当時の監査水準から当然行うべきであったが、漫然と毎年同じ手法で実地棚卸および立会フォロー手続を行ったために、それが不正の温床となり、結果的にかかる不正を看過してしまったのではないだろうか。Y5は、監査基準等に依拠した監査を前提に、監査上のリスクに対して適切に対応せずに監査を実施していた。かかる観点からは、Y5による立会フォロー手続は、平均的な会計監査人に要求される程度の注意義務を尽くしたとはいえ、過失が認定されるべきであろう。

(5) 小括—Y5の過失について

A社のメインバンクであったX1が、同社の在庫について、X1指定の監査法人による実地監査を要求し、同監査法人が監査を開始した翌日には、Y5とは異なる監査意見であったために、同社は、X1指定の監査法人による監査を断った。その後、民事再生手続開始を申立て、平成13年1月期からの棚卸資産の架空計上を認めている。

A社のメインバンクであったX1が同社の在庫について、Y5とは異なるX1指定の監査法人による実地監査を要求していること、さらに、X1指定の監査法人が実地監査を実施した結果、監査を開始した翌日には、Y5とは異なる監査意見を表明したこと、等からもY5による監査手続に何らかの問題があったと推察される。

上述のように、A社に対するY5の監査手続の実施過程において、重要な虚偽記載の兆候に対して必要な対応がなされていない。すなわち、リスク・アプローチの観点から、監査基準等に依拠しつつ、職業的懐疑心をもって監査を実施する義務を負っていたところ、A社の客観的に認められる監査リスクを職業監査人としての能力と実務経験に基づき、自らの専門的判断で詳細に検討することなく、漫然と例年と変わらぬ監査を実施した結果、同社の重要な虚偽記載を看過したのであり、平均的な監査人に要求される程度の監査手続が行われたとは評価できず、Y5は、「会計監査人として負う注意義務を

尽くしており、その職務を行うについて注意を怠っていないことを証明した
ことができる」とする裁判所の判断が妥当であると考えすることはでき
ないであろう。

6. おわりに

会計監査人の注意義務違反による責任追及は、会計監査人に過度な責任を
負わせるにより、会計監査人を委縮させることになり、逆効果であるという
消極的な見方もあろうが、本件に関して言えば、上述のような各異常性が不正
の兆候であると適切に評価され、これに対して適切かつ厳正に対処してい
れば、A社の粉飾決算は発見し得たと思われ、Y5の過失責任は肯定される
べきであったのではなかろうか。

本件に対する裁判所の判断は、原告側の詰め甘さに起因するものであろう
が、少なくとも固有リスクの評価、コンピュータシステムの検証の可否および
立会フォロー手続等に対する裁判所の法的評価、そのいずれもが丁寧さを
欠いているように思われる。また、裁判所が、Y5は監査基準等に依拠して
監査計画を策定し、これらに依拠して監査手続を実施したのであるから、平
均的な会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くしたものと
いうことができるとした判断は、監査基準等を形式的にあてはめはめただけ
の評価であって、実質的な評価とは言えないのではないか。けだし、監査基準
等は、決してセーフハーバーとしての機能を有しているわけではなく、フ
レームワークとして会計監査人による監査手続の下限を示しているに過ぎな
いからである⁽¹³⁾。つまり、監査基準等は、会計監査人の注意義務を画するも
のであり、単に、これらに依拠して監査計画を策定し、監査を実施したから
と言って、ただちに会計監査人が損害賠償責任を免れるわけではなく、監査
基準等に依拠しつつ、会計監査人として平均的な会計監査人に通常要求され

(13) 片木・前掲(注7)50ページ。

る程度の注意義務を尽くしたか否かが重要なのである。

他方、会計監査人として通常要求される程度の注意義務の内容は、会計監査人の裁量権、すなわち、会計監査人の職業監査人としての専門的判断に委ねられているのであり、監査基準等に依拠しつつ、職業専門家としての能力と実務経験に基づき、自らの判断で、その裁量権の範囲内で、監査を実施する。しかしながら、会計監査人に裁量権があるとはいえ、それにもおのずと制限があり、会計監査人の裁量権は、監査を行った当時の平均的な会計監査人が実施する監査水準、すなわち、監査基準等によって画されているのである。

会計監査人が監査を実施する際には、相当の注意を払う義務、すなわち会計監査の専門家として通常払うべき注意義務を負う。したがって、監査の実施に際して、通常払うべき注意を払わなかったために、重要な虚偽記載を発見できず、結果的に被監査会社に損害が発生した場合には、監査契約上の過失責任を負うことになる。しかし、会計監査人の職務行為の特殊性ゆえに、会計監査人の職務執行行為に関する責任認定の根拠となる過失は、あくまで法律上相当な注意の内容・程度を基準として認定されるとしても、会計監査が専門的知識および技能を必要とすることから、当該行為時における平均的な監査実務や理論の動向をふまえた上で判定されなければならないものと思う。